

新潟県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について（例規通達）

令和 4 年 9 月 27 日

本部（少）第45号

〔沿革〕 令和 8 年 3 月本部（警務）第17号改正

新潟県警察少年サポートセンター運営要綱を別添のとおり制定し、令和 4 年10月 1 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、少年サポートセンター運営要綱の制定について（平成15年 5 月28日付け本部（少）第23号）は、廃止する。

別添

新潟県警察少年サポートセンター運営要綱

1 趣旨

この要綱は、県警察における少年サポートセンターの運営に関し、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）、新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第 3 号）、新潟県警察の組織の細目等に関する訓令（平成13年本部訓令第 4 号）及び少年警察活動規程（平成19年本部訓令第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 各支所の活動区域

少年サポートセンター各支所の活動区域は、別表のとおりとする。

3 少年サポートセンターの活動

少年サポートセンターの活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 少年相談
- (2) 継続補導
- (3) 被害少年に対する継続的支援
- (4) 街頭補導
- (5) 触法少年、ぐ犯少年及び不良行為少年に係る事案の処理
- (6) 家出少年への対応
- (7) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応
- (8) 有害環境の浄化
- (9) 関係機関との連携
- (10) 広報啓発
- (11) 少年警察ボランティアの運用
- (12) その他人身安全・少年課長が必要と認める活動

4 署との連携

少年サポートセンターの支所長は、その活動の推進に関し、少年サポートセンターの職員を弾力的かつ効果的に運用するため、活動区域内の署と緊密に連携するものとする。

5 職員の集中運用

人身安全・少年課長は、少年サポートセンターの活動のため必要があると認めたときは、少年サポートセンターの職員を集中的に運用することができる。

6 派遣の要請

- (1) 署長は、少年サポートセンターの職員の派遣が必要であると認めたときは、人身安全・少年課長に対し派遣の要請をすることができる。
- (2) 人身安全・少年課長は、(1)の要請があったときは、少年サポートセンターの職員を派遣するよう努めるものとする。

7 引継ぎ

少年サポートセンターと署の間における事案の引継ぎは、引継書（別記様式第1号）により行うものとする。

8 報告

少年サポートセンターの職員は、人身安全・少年課長に対しその活動に係る報告をするときは、少年サポートセンター活動報告書（別記様式第2号）を作成するものとする。ただし、急を要するときは、口頭により報告し、事後に少年サポートセンター活動報告書を作成するものとする。